

令和3年2月25日

関係各位

一般社団法人茨城県バスケットボール協会  
会長 岡田 裕昭

「県独自の緊急事態措置（対策）」解除後の活動について（お願い）

平素より当協会の諸事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県において、令和3年2月23日より「県独自の緊急事態措置（対策）」が解除となり、別添「茨城版コロナNext（コロナ対策指針）Ver.3」が示されました。

つきましては、各チーム・審判員の活動においては、下記について、引き続き留意するとともに、万全の感染症対策を講じながら、徐々に通常の活動に戻していくことをお願いいたします。

また、当協会組織内に「コロナ対策委員会」を設置いたしました。県内におけるバスケットボール活動においてのガイドラインを作成しており、準備整い次第、皆様に配信させていただきます。

#### 記

##### ○ 大会について

- ・チーム、学校としての参加を協議し、慎重に判断すること。
- ・アンダーカテゴリーのチームについては、参加する際には、保護者に承諾を得ること。
- ・大会2週間前からの健康状態を確認すること。
- ・コロナ対策委員会策定のガイドライン読み合わせを全出場チーム代表者と大会前に必ず行うこと。

##### ○ 練習試合、合同練習、合宿等について

- ・緊急事態宣言中の都道府県との、練習試合、合同練習、交流、合宿等は自粛すること。
- ・地域の感染状況等を考慮した上で、実施を検討すること。
- ・チーム、学校としての必要性を協議し、慎重に判断すること。
- ・大会同様にコロナ対策委員会策定のガイドラインを確認すること。

##### ○ 活動について

- ・ミーティングや待機時など可能な限りマスクを着用すること。
- ・リスクが低い活動から徐々に実施していくこと。
- ・JBA のガイドラインを参考に、感染拡大予防のための必要な取組を実施すること。

##### ○ JBA より

【重要】新型コロナウイルス感染症に関する「JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン第3版」策定および「重要メッセージ」公開のお知らせ

<http://www.japanbasketball.jp/news/58115>